

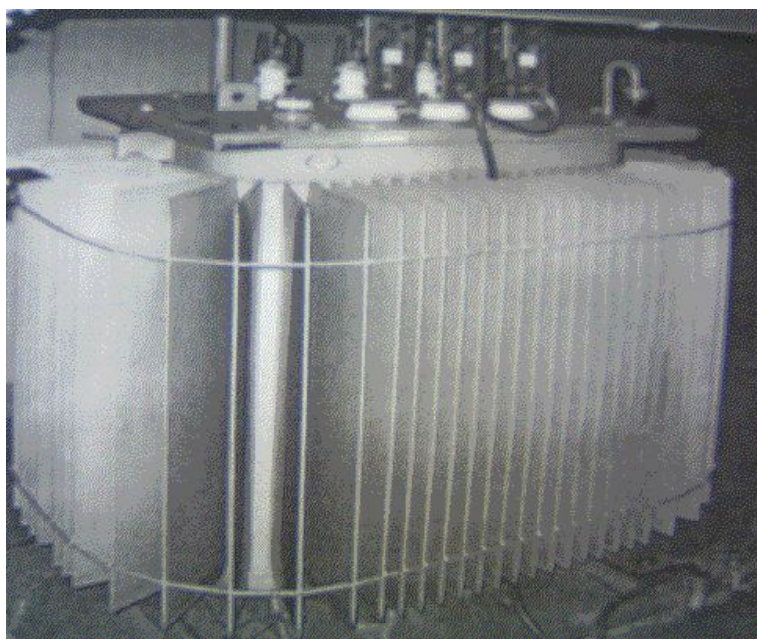
未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

トランスオイル中のPCB濃度チェックはお済みですか？

絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物です。



「簡易定量法」で迅速に対応致します。

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社	環境分析部	加藤雅士・城所 亨
	分析2課	池田博一・入野一入
	営業部	望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

E-mail info@rikka.co.jp

1. 絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物です

PCB廃棄物とは、機器等に使用された廃PCB油、不用のPCB使用トランス・コンデンサ・リアクトル、PCBを含む絶縁油・熱媒体等、その他PCBに汚染された廃棄物等です。

1991年10月、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(「廃棄物処理法」)の改正により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、不要になった「廃PCB等、PCB汚染物」(「PCB廃棄物」)は、「特別管理産業廃棄物」の一つに指定されました。

トランスやコンデンサの場合、絶縁油中のPCBの含有量が0.5mg/kgを超えるものはPCB廃棄物に該当します。

2002年7月に、PCBを使用していないとされていた重電機器にも、微量のPCBが含まれていることが明らかになりました。

このため、重電機器のメーカーと型式による判別だけではPCB混入の有無を判断することができず、廃棄する際には封入されている絶縁油の分析を行いPCB混入の有無を確認する必要があります。

PCB廃棄物を保管する事業者は、PCB特措法が施行された日から15年の期間内(平成28年7月まで)に、PCB廃棄物の処分を自ら行うか、又は他に委託しなければなりません。

2. 試料採取・分析について

- 1) 分析のための試料採取、運搬は廃棄物処理法及びPCB特別措置法の適用を受けませんが、試料の採取は分析に必要な最小限の量とし、分析後に残った試料は、お客様(ご依頼先)に返却することになっています。
- 2) 分析に必要な試料は少量(1g程度)です。お客様(ご依頼先)が試料採取を行えるように専用の採取容器、採取器具の用意があります。
また、弊社は試料採取も行っておりますので、お気軽にご相談ください。
- 3) 分析方法 ガスクロマトグラフ(ECD)法
 「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル2.1.1」
 平成22年1月25日環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
- 4) 定量下限値 0.15mg/kg

3. PCBについて

1) PCBとは

ポリ塩化ビフェニル(「PCB」)は、不燃性、電気絶縁性等の特性からトランス、コンデンサ等



の電気設備に使用されましたが、1968年に西日本一帯で、PCBが混入した米ぬか油の摂取による中毒事件(カネミ油症事件)が発生するなど、PCBによる環境汚染が大きな社会問題となり、1972年7月以降製造・使用が禁止されました。

2) PCB廃棄物の保管について

PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事に届け出しなければなりません。

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。同基準には飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止などが定められています。

3) PCB使用製品の使用について

使用中の電気機器は、PCBを含んでいる場合でもPCB特措法上の『PCB廃棄物』に該当しないので、県への届出は必要ありませんが、電気事業法の『PCB工作物』に該当するので、経済産業省の中部近畿産業保安監督部又は関東東北産業保安監督部の電力安全課へ報告する必要があります。

なお、使用中のPCB使用製品についても平成28年7月15日までに使用をやめ、PCB廃棄物として、自ら処分を行うか、又は他に処分を委託しなければなりません。

4) PCBの処理について

PCBは1,100°C以上の高温で熱分解し、無害となります。これまでは、ダイオキシンが発生するおそれがあるなどの理由から、国内での焼却処理はほとんど行われませんでした。処理技術が開発され、処理が開始されています。

4. PCB廃棄物の区分と静岡県における処理体制について

区分		PCB濃度	処理施設
高濃度PCB廃棄物(PCBが使用された電気機器等が廃棄物になったもの)	トランス類・コンデンサ類・廃PCB油	50%~100% (汚泥等のPCB汚染物は濃度によらない)	JESCO豊田事業所 (処理施設稼働中)
	上記以外(蛍光灯安定器、感圧複写紙、汚泥等のPCB汚染物)		JESCO豊田事業所 (処理方針検討中)
微量PCB汚染廃電気機器等	再生油使用柱上トランス	数十mg/kg超	電力会社による自己処理
	微量PCB汚染廃電気機器等(非意図的にPCBが混入したトランス・コンデンサ等の重電機器及びOFケーブル等)	(0.5mg/kg以下は普通産廃)	環境大臣の認定を受けた無害化処理施設又は都道府県知事等の許可業者

(静岡県 ぐらし・環境部環境局/廃棄物リサイクル課)

★RIKKA REPORTメール及びFAXサービスについてのご案内

ご希望の方は、下記フォームに必要事項をご記入の上、弊社までお送り下さい。

立華工業株式会社 営業部 望月久彰 行 (FAX 0545-63-9654)
(E-mail rikka-report@rikka.co.jp)

RIKKA REPORTのメール FAX サービスを申し込みます。

(受けたいサービスに○印を記入)

会社名	
部署名	
お名前	
役職	
メールアドレス	
FAX番号	
電話番号	

お客様から頂きました個人情報は、「RIKKA REPORT配信サービス」以外の目的には使用致しません。